

# 養成科成績評価要領

	三農大規則第5号
	昭和47年 8月22日
改正	昭和53年 5月10日
改正	昭和61年 4月 1日
改正	平成 5年 4月 1日
改正	平成 7年 4月 1日
改正	平成12年 1月 5日
改正	平成23年 2月 3日
改正	平成25年 3月 6日
改正	平成26年 3月17日
改正	平成31年 3月 8日
改正	令和 3年 3月 9日

三重県農業大学校校則第10条に基づく成績の評価は、この要領の定めるところによる。

## 1 評価基準

### (1) 教養科目・専門科目

講義が終了した時点で筆記試験を行う。但し、レポート等とすることもできる。  
なお、演習科目は出席50%、技能50%で評価する。

### (2) 専攻科目

講義が終了した時点で筆記試験を行う。  
但し、専攻実習等の評価は次のとおりとする。

#### ア 専攻実習・産地実習・専攻実験

出席50%、態度20%、技能30%で評価する。

#### イ 農家実習

実習講師による評価50%、実習報告書による評価50%とする。

#### ウ 課題解決演習

プロジェクト発表の内容を80%（発表行為50%、審査点30%）、各専攻の評価を20%で評価する。

#### エ 卒業論文

提出論文(本文)の内容を80%、卒業論文発表の内容を20%で評価する。

## 2 筆記試験等受験資格

試験(評価)を受けることができる者は、各科目の履修時間の3/4以上(遅刻等時間も換算)出席した者でなければならない。

但し、専攻実習は、年次毎に9/10以上(遅刻等時間も換算)出席した者を評価対象とする。

## 3 不正行為

受験中、不正行為があった場合は、ただちに答案を回収し、退室を命令する。  
その答案は無効とする。

#### 4 評価・単位認定

- (1) 成績の評価は、1の評価基準に基づき100点法で採点し、優、良、可及び不可の評語をもって次のとおり評価し、優、良及び可を合格とする。

判 定		合 格			不 合 格
評 価	評 価	優	良	可	不 可
	評 点	80点～ 100点	70点～ 79点	60点～ 69点	60点未満

- (2) 卒業論文及び課題研究については、別途定める期日までに提出がない場合、評価対象としない。
- (3) 履修した科目の評価において、合格した科目の単位を認定する。

#### 5 追試験、再試験等

- (1) 追試験：やむを得ない理由で試験を受けることができなかつた者は、学校長に願い出て追試験を受けることができる。追試験は本試験と同等に扱う。  
なお、やむを得ない理由とは、「通学困難時等の授業取扱規程」(第1条)に規定する理由によるものとする。
- (2) 再試験：試験を受け合格しなかつた者は、学校長に願い出て再試験を受けることができる。再試験は原則1回とし、再試験による合格の評価は可とする。
- (3) 追試験願及び再試験願の提出については、担当の教官の裁量によって省略することができる。
- (4) 卒業論文及び課題研究については、別途定める期日までに提出がなかつた場合、(2)及び(3)に準ずる措置を講ずることができる。

#### 6 遅刻、欠席等

30分を超える遅刻、中座及び早退は欠席として扱う。

学校長が特に認めた研修、その他行事へ参加のため、授業又は実習等を受けられない場合は、これを出席として扱い、補習等を行う。

#### 7 進級

進級の要件は、二年課程の1年次において、単位未修得科目が原則として必須科目の2科目以内の者とする。

#### 8 卒業及び修了

- (1) 卒業：二年課程において所定の科目を履修(108単位以上)した者に対して、卒業を認定する。
- (2) 修了：一年課程において所定の科目を履修(53単位以上)した者に対して、修了を認定する。

#### 附 則

##### 1 施行期日

この要領は、令和3年3月31日から施行する。